

電子複写不可



昭和二〇、一三、三〇、二八、一一。

# 渡 (14A) 集団情報記録綴



## 別紙第一

呂宋島ニ於ケル東方中、部呂宋

ゲリラ隊司令部覺書(感謝祭當)

日ニ與フ)十一月二十六日

(1)當司令部ハ同地域内ノ隊員ニ對ス敵側  
力狙撃手段ヲ繼續スルモ其ノ機會ニ  
乘セサル様觀察シ來リタリ而シテ感  
謝祭ノ本日ヲ期シ全ゲリラ隊ハ廣範  
圍ニ亘ル敵兵狙撃ノ計畫ヲ實行ス

## ラ要ス

(2) 左記ノ方法ニ依リ實施スルヲ望ム

(a) ゲリラ隊員ハ一名若クハ夫レ以上カ一團トナリ國道附近ノ叢林ニ身ヲ潛メ敵兵及其ノ供給品ヲ滿載セル運搬車カ通過ノ際一齊ニ射撃セヨ注意ヲ以テ行ハズ隊員及武器ノ損失ナク又ゲリラ隊ノ行爲ト判明スル如キ手掛リトナルモノヲ残置セルハ安全ニ引上ケ得ル可能性アリ斯ル手段ハ晝夜ノ別ナク行ヒ得ル

## 方法ナリ

但シ近クノ住民等ヨリ發覺シ敵カ復讐スル場合モ考慮シテ町或ハ村ヨリ或ル距離ヲ隔テタル地矣ニ於テ行フヘシ  
 (b) 鐵道沿線ニ於テモ(2)ト同様ナリ  
 (c) 巡視兵ノ居ル河川ニ於テモ(2)ト同様ナリ  
 (d) 市内兵營又ハ町ニ駐屯スル敵側小部隊ノ六二若ハ四名カ一群トナリテ夜間外出シ食糧ヲ探シ廻リ掠奪ヲ行ヒ

婦女子ヲボメ居ル者ヲ人知レス謀殺ス  
ルカラシ去ル方法ヲ講スルモ可ナリ但  
シ敵側ニ依リ報復手段ニ出テラレサル  
様手掛リトナルモノヲ残サス又完全ニ  
踪跡ヲ晦マス事ニ慎重ヲ期セサルヘカラ  
ス其ノ死体ノ處置ニ就テハ密カニ埋メ  
ルカ重ミ附ケテ河ノ深ミヘ投ケ込ムヘシ  
奴等カ銃ニテ制スルニ先立チ短刀  
棍棒ボロ及其他児器ヲ使用セヨ

(c) 斯ル手段ハ主トシテ日本兵ニ對スモノニ

シテ第五部隊若シクハズバイ等ニ遍  
用セス運搬車ノ妨害及供給品武器  
ノ押收ハ第二次的計畫ナリ但シ釋放  
俘虜ハ含マルモノナリ

(3) 狙撃ヲ以テ襲ヒタル結果ヲ見ルニシテ  
島別地域ニ於テ成績ヲ興ナケ居レリ  
斯ル方法ヲ以テスレハ豫定ノ期間内ニ  
バタニニテ戰死セシ數ヲ凌駕スル也ト  
豫想スル既ニヨクノ道路及各地地主ニ

ハ敵カ侵入シ來リタルヲ以テ危険甚  
シ然シ乍ラ南西太平洋方面ニテ采  
軍側優勢ニシテ敗戦氣味敵側ハ兵  
力ノ交替不能ナル現狀ニ在リ

(4) 狙撃手段ハ今後採ル手筈ノ龍衣撃  
戦法ト同一視セサル事、經驗深キ者  
ニ勝利ヲ與ヘラレルモノナレハ「ゲリラ隊」  
ニ對シ斯ノ如キ形勢ヲ考慮ニ入レテ  
萬全ノ努力拂フ様ニ命ス

(5) 全區隊長ハ各自管轄區内へ責任  
ヲ負フヘク警告ス、區隊長ハ管轄區  
内ノ住民ニ復讐トカリシヤ又ハ部下  
及武器ニ損失ヲ蒙ラザリシヤニ注意シ  
其ノ矣ヲ考ヘ區隊長ハ各自適當ニ  
計畫スヘシ

(6) 本覺書寫ハ全區隊長及中隊長  
宛速カニ送附スヘシ

T R バーカージュニヤー

送附先

各區隊長宛 寫一枚

正ソシニ島アリラ隊本部宛 寫一枚

南部正ソシ島方面本部宛 寫一枚

複込用寫一枚

別紙第二